

3級要項

2021年4月1日現在

公式 日本口腔ケア学会認定資格試験3級の審査基準ならびに申請資格および申請の手順においては、下記のように規定する。

審査基準

各々の職場において所属する部門の口腔ケアリーダーとしてふさわしい知識を有するものを審査・認定する。2回の審査がある。

筆記試験方式では、提出を受けた書類をもとに、本人の経歴経験、特に口腔ケア実施症例、日本口腔ケア学会での学会発表・論文発表の有無、4級の認定資格の有無等を総合的に審査する。その後に筆記試験を行う。

CBT（Computer Based Testing）ではCBT方式による試験により知識を確認してその合格者に対して書類審査を行う。

申請資格 *以下の1～3の全てを満たす者

- 1.学会員であること
- 2.学会員歴3年以上（入会初年度を1年目とする） または 公式 日本口腔ケア学会認定資格4級認定者
- 3.医療賠償保険制度に加入している者（未加入の者は、審査開始までに加入手続きをすること。申請書類の提出後に保険加入した者は、加入した旨の申告と加入者証コピーが審査に必要。）

申請の手順

1.筆記試験方式は日本口腔ケア学会のホームページより試験申込を行い、審査料を手順の下記2.に従い支払う。

CBT方式による試験は、株式会社CBTソリューションズの受験者ポータルサイト (<https://cbts.com/examinee/>) より試験申込を行い、審査料（13000円）は上記の会社へ支払う。CBT方式による試験の合格後、別途、審査料を手順の下記2.に従い支払うとともに手順の下記3.に従い書類を郵送する。

2.審査料の振り込み

* 「払込取扱票記入見本」を参照。

筆記試験の審査料は、書類審査含め20,000円である。

CBT方式による試験後の書類審査の審査料は、10,000円である。

3.以下の1) 2) 及び3) の書類を郵送する。

1) 様式2（履歴書）、様式3（業績集）、様式4（症例報告書）の原本
（捺印・証明写真の貼付必須。）

* 他学会の医療賠償責任保険へ加入している場合、加入者証コピーも提出すること。

* 様式4においては、口腔ケアについての実施症例報告を1名1例で30症例以上を報告すること。

* 様式2、様式3及び様式4は、学会ホームページよりダウンロード
すること。

2) カラー証明写真1枚（CBT方式で受験する場合は不要）

様式2と同一の写真。裏面に氏名記入。サイズ4×3cm。

3) 審査料振込控えのコピー

4. 様式2、様式3及び様式4のデジタルデータをメール添付送信、または
CD等で上記3の1) 2) 及び3) に同封し郵送すること。

* メールは件名と本文に「受験地・受験級・氏名」を入力すること。CBT方式での試験に合格後に
書類審査を受ける者は「CBT・3級・氏名」とすること。

* 4を行えない場合は、手数料3000円を審査料に加え振込のこと。

審査料・手数料に関しては学会ホームページで最新情報を確認すること。

* 筆記試験の書類審査の判定合格者は、筆記試験の判定での不合格であっても、その後の3年間は書類審査を免除する。即ち、3年以内に再び3級を申請する場合は、様式2の提出は必要だが様式3、様式4の提出は不要となる。

* CBT方式による試験では株式会社CBTソリューションズへの手数料加算のため、筆記審査と書類審査の方式20,000円に対し、23,000円と異なります。